

令和2年10月2日

各部（局）長、会計管理者 殿

企画財政部長

令和3年度予算編成方針について（依命通達）

（月例経済報告）

内閣府が公表した月例経済報告（令和2年9月）によると、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きが見られる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとしている。

（新型コロナウイルス感染症がもたらした経済への影響）

国は、新型コロナウイルス感染拡大防止と医療提供体制の崩壊を未然に防止するため、令和2年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発した。これにより感染状況は改善したものの、社会経済活動全般にわたり大きな影響が生じた。

内閣府が令和2年9月に発表した令和2年4－6月期の国内総生産（GDP）2次速報値によると、物価変動の影響を除いた実質GDPは、令和2年1－3月期に比べて▲7.9%（年率▲28.1%）のマイナス成長となった。この減少幅は、リーマンショック時を上回るものとなり、新型コロナウイルス感染症が経済に与えた影響の大きさを裏付ける結果となった。

（国の令和3年度予算の概算要求の具体的方針）

国の令和3年度予算の概算要求基準については、通常行われている閣議了解が行われず、財務大臣が閣議において発言する対応となった。その発言要旨による具体的方針は、次のとおりである。

政府としては、感染拡大を防止し、事業と雇用を守り抜くため、2度わたる補正予算の迅速かつ適切な執行をはじめ、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題である。

他方で、来年度における予算をはじめとする対応について、現時点で、予見することに限界があることも事実である。

このため、令和3年度の概算要求については、政府、与党、地方など多くの関係者の作業の負担を極力減らす観点も踏まえ、要求期限を1か月遅らせて9月30日とするとともに、概算要求の段階で予算額を決めることはせず、その仕組みや手続をできる限り簡素なものとする。

#### （東京都の予算編成の基本方針）

令和3年度予算は、財政環境の先行きを見通すことが困難な中、これまで培った財政対応力を最大限発揮し、新しい「未来の東京」の実現に向けて、都政に課された使命を確実に果たしていく予算として、次の三点を基本として編成することとしている。

第一に、新型コロナウイルス感染症との闘いを乗り越えるとともに、「新しい日常」や「持続可能な都市・東京」の実現に向けて、戦略的な取組を果敢に進めていくこと。

第二に、社会変革に適応したデジタル化による都民サービスの向上など、都政の構造改革を進めるとともに、ワイズ・スペンディングの視点により無駄を一層無くし、健全な財政基盤を堅持すること。

第三に、東京2020大会を都民・国民の理解を得られる安全かつ持続可能な大会として実施し、次世代へレガシーを継承していくことを基本として編成すること。

#### （本市の決算状況）

令和元年度の普通会計における決算状況は、歳入では、市税が納税義務者数や新增築家屋の増加、収納率の向上により、前年度と比較して約1億6,700万円増加したことなどにより、総額で約6億5,600万円増加した。

歳出では、義務的経費である人件費、扶助費及び公債費がいずれも増加したことなどにより、総額で前年度と比較して約6億4,600万円増加した。

財政の弾力性を示す経常収支比率は、市税が前年度に比べ増加したものの、人件費及び物件費等が増加した結果、0.7ポイント増の95.3%となり、市財政は一段と厳しい状況となっている。

#### （予算編成に向けて）

新型コロナウイルス感染症は、これまでの生活様式や働き方を大きく変化させた。このため、今後の施策展開や市民サービスの提供に当たっては、これらの変化への的確な対応が求められている。

また、現時点で市の財政面への影響を見極めることは困難ではあるが、所得環境や雇用情勢の悪化、企業業績の低迷などにより、歳入の根幹をなす市税収入を中心とした一般財源の減少が懸念され、極めて厳しい財政環境になることが想定される。

令和3年度予算は、新型コロナウイルス感染症がもたらした様々な変化や極めて厳しい財政環境を職員一人一人が強く認識し、財政の健全性を堅持しつつ、大きく進展した多摩都市モノレールの市内延伸に関連した事業に積極的に取り組むとともに、近年多発している豪雨災害や大規模地震などの自然災害への備え、本市の未来を担う子どもや子育て家庭への支援など、喫緊の課題に的確に対処し、「人と人との絆を大切にした信頼の市政」を着実に推進していかなければならない。

については、国及び東京都の施策の方向性や予算の動向等を的確に把握し、市税等の自主財源や国、東京都の補助金等の積極的な確保に努めるとともに、市民の負託に応える施策を推進するため、これまで以上に厳しい視点で施策の必要性、有効性を見極め、歳出削減に向けた取組を一層強化し、今後の財政運営にもしっかりと目を配りながら、諸課題の解決に取り組むことを基本として編成することとする。

以上のような基本的な考え方を踏まえ、下記の事項に留意の上、令和3年度予算の編成に当たられたい。

この旨、命によって通達する。

## 記

### 1 基本的事項

- (1) 令和3年度は、令和2年度中に策定する「第五次長期総合計画」の初年度に当たり、当該計画に掲げる新たな将来都市像を踏まえ、これからのまちづくりを展開するため、各種施策を着実に推進することとし、「③実施計画」に基づき、所要額を見積もること。しかしながら、過去に例を見ない非常に厳しい財政状況が想定されることから、施策の実施に当たっては、これまで以上に財源の確保に努めること。
- (2) 行政改革については、令和2年度中に策定する「第七次行政改革大綱」及び「行政改革大綱推進計画」に基づき、引き続き積極的に推進すること。
- (3) 情報化施策については、令和2年度中に策定する「第五次情報化基本計画」に基づき、行政手続のオンライン化の拡充、ICTを活用した事務処理の効率化などによる業務改革を推進し、「新たな日常」「新しい生活様式」への対応と市民の利便性の向上を図ること。
- (4) 新規事業及びレベルアップ事業については、原則として認めないものとするが、これにより難い特別の事情がある場合は、事業の必要性などを厳しく見極めるとともに、スクラップ・アンド・ビルドの観点から、既存事業の見直し・再構築を基本とし、後年度負担も十分考慮した上で、終期を設定して必要な経費を見積もること。
- (5) 既存事業については、必要性や効果を厳しく吟味するとともに、新型コロナウイルス感染症の状況や社会情勢の変化を踏まえ、「新たな日常」「新しい生活様式」に対応するよう創意工夫を図るとともに、行政評価の結果を適切に反映すること。
- (6) 各種補助金等については、行政評価の結果や補助金等交付基準等を踏まえ、補助対象団体等との役割分担、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の事業ごとに十分に精査・検証し、積極的に見直すこと。
- (7) 職員定数については、令和2年度中に策定する「第七次定員適正化計画」に基づき、引き続き適正化を推進すること。また、会計年度任用職員定数については、原則として令和2年度定数の範囲内で調整すること。

### 2 歳入

- (1) 市税については、これまでの徴収努力により、9年連続で収納率が向上しているが、令和3年度は経済状況の悪化などにより、収納率への影

響が懸念されることから、収納率の維持・向上に向け、引き続き徴収努力を行い、収入の確保を図ること。

- (2) 分担金・負担金及び使用料・手数料については、負担の公平性の確保と受益者負担の原則に立ち、検討及び見直しを行うこと。
- (3) 国庫支出金及び都支出金については、国及び東京都の施策や予算の動向等に十分留意し、情報収集等を積極的に行い、的確な確保に努めること。
- (4) 市債については、後年度の元利償還金に十分留意しつつ、財源確保の観点からその活用を図ること。
- (5) その他の歳入については、「債権管理取扱指針」を活用し、債権を回収するなど、債権管理の更なる適正化を図ること。

### 3 歳出

- (1) 経常的・定型的な事務事業経費のうち需用費（特に消耗品費）については、原則として令和2年度予算額の10パーセント減の範囲内で、その他の経費については、原則として令和2年度予算額の範囲内で、過去の決算額等を踏まえて、所要額を見積もること。
- (2) 時間外勤務手当については、引き続き1億円キャップ制を設定することから、週休日の振替等を活用し、職員の健康管理の観点からも職員が一丸となってその実現を図ること。
- (3) 情報システム機器については、情報セキュリティ対策上支障が生じる場合を除き、また、コピー機等の事務機器については、故障の頻発などの特別の事情がある場合を除き、機器の入替えを令和4年度以降に先送りすること。
- (4) イベントの開催については、「新たな日常」「新しい生活様式」を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底すること。

### 4 特別会計

国民健康保険事業特別会計については、赤字解消・削減のため、国保財政健全化計画に基づき、その他の特別会計については、一般会計との経費負担区分、特別会計設置の趣旨を踏まえ、財政健全化を推進すること。

### 5 公営企業会計

下水道事業会計については、令和2年4月から公営企業法の一部（財務）を適用し、経営状況が明確化されたことから、適切な下水道使用料の設定などにより安定したサービスを提供すること。